

第5回 日本財団 미래の福祉施設建築プロジェクト
募集要項の改定に係る新旧対照表

公開日：2025年4月24日

新	旧
<p>4. 補助率 (略)</p> <p>注：補助率 80%とは、当初に決定した助成金額を上限として、最終的な事業費総額（助成対象事業費）の 80%を助成金額として算出することを指します。</p> <p>※審査の結果、申請金額から事業費総額や助成金額を減額して助成決定する場合があります。</p>	<p>4. 補助率 (略)</p> <p>注：補助率 80%とは、当初に決定した助成金額を上限として、最終的な事業費総額（助成対象事業費）の 80%を助成金額として算出することを指します。</p> <p>※審査の結果、申請金額から事業費総額や助成金額を減額して助成決定する場合があります。</p> <p><u>※決定時の事業費総額は 1 万円未満切り捨てとし、助成金額は 1 万円単位となります。</u></p>

新	旧
<p>7. 申請方法 (略)</p> <p>⑨ 竣工後 5 年以上の工事対象建物および土地の確保が証明できる資料（賃貸借契約書や確約書等） (様式指定なし/PDF)</p> <p>※新築の場合は土地のみ</p> <p>※土地を事業実施団体が所有している場合は、⑩で提出する登記簿謄本コピーで確認できますので添付不要です。</p> <p><u>※ただし、「8.事業実施条件」の通り、管理義務期間は、助成を受け整備した物件の耐用年数をもって適用します。なお、助成を受け整備した物件は、財団の事前の承諾なしに、管理義務期間中に貸与、担保に供すること、改造、廃棄、使用目的の変更、譲渡をすることはできません。申請時には、竣工後 5 年以上の工事対象建物および土地の確保が証明できる資料を提出してください。</u></p> <p>(略)</p>	<p>7. 申請方法 (略)</p> <p>⑨ 竣工後 5 年以上の工事対象建物および土地の確保が証明できる資料（賃貸借契約書や確約書等） (様式指定なし/PDF)</p> <p>※新築の場合は土地のみ</p> <p>※土地を事業実施団体が所有している場合は、⑩で提出する登記簿謄本コピーで確認できますので添付不要です。</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>8. 事業実施条件 (略)</p> <p>・助成を受け整備した物件は、財団の事前の承諾なしに、管理義務期間中 <u>(削除)</u> に貸与、担保に供すること、改造、廃棄、使用目的の変更、譲渡をすることはできません。<u>管理義務期間は、助成を受け整備した物件の耐用年数を基に定めることとし、事業完了後に覚書を締結して決定します。</u>自己負担分を借入れにより調達予定の方はご注意ください。</p>	<p>8. 事業実施条件 (略)</p> <p>・助成を受け整備した物件は、財団の事前の承諾なしに、<u>管理義務期間中 (事業完了日の属する事業年度の終了後5ヵ年の間)</u> に貸与、担保に供すること、改造、廃棄、使用目的の変更、譲渡をすることはできません。自己負担分を借入れにより調達予定の方はご注意ください。</p>